

・・・8月9日、代表請求人である西澤が甲良町監査委員宛ての次のような意見陳述補充書を監査委員事務局に提出しました。（見出しは編集者）・・・

# 建設業法違反が判明 町独自でただちに処分 を

甲良町職員措置請求書についての意見陳述補充書 （その2）

新たな事実が判明しましたので、以下のように意見陳述の補充書を提出します。

法により提出が義務づけられ、去る7月30日に浜野工務店より提出された「建設工事下請人報告書」によると、福祉工事での下請契約金額の合計は1億172万1千円になります。これは明らかに建設業法で制限されている4500万円を超過しており違法行為である。

1、請求の趣旨の「3」に、次の文面を加えます。

直ちに建設業法違反行為に対して行政処分を行うよう勧告すること。

2、このような法律違反が明確になった事態を受けて、（株）浜野工務店を「町内格付けAランク」に格上げした疑惑と責任を明確にする必要を改めて感じます。

昨年4月23日に開かれた入札審査会では、このランク変更について何ら問題にもならなかったこと自体（百条委員会5月6日茶木証言）が異常事態と言わねばなりません。浜野工務店の業務実態を何ら掌握していなかったか、それとも掌握していても「問題あり」の意見すら出されなかったことになります。

浜野工務店における自社工事能力が備わっていないことは、経営審査書類を吟味すれば、あるいは、日常の業務実態を見れば一目瞭然ではないかと指摘できます。この工務店が一億円を超える工事を請け負った場合、自社の営業経費・材料・人件費等以外は下請け工事に出さざるを得ず、明らかに4,500万円を超えることは容易に予測ができるはずで、当時、入札審査会の会長であった野瀬総務主監をはじめ6人の審査会委員が法律順守の姿勢に立っていなかったことは明瞭で、少なくとも法に基づいた行政運営の機能を果たしていなかったと断定せざるを得ません。

以上のことから、昨年5月1日付けの町内指名ランク変更は「浜野工務店を福祉工事で指名業者に加え落札させる」ための目的をもったものと断定しても何ら差支えないと考えられます。

以上